

東京医科大学における競争的研究費等の管理・運営並びに不正使用防止に関する基本方針

令和3年12月14日

最高管理責任者（学長） 林 由起子

本学は、建学の精神と理念に基づき、思いやりの心と深い教養に裏付けられた最高水準の技能を持った医療人を育成するとともに、臨床を支える高度な研究を推進し、地域そして世界の健康と福祉に貢献することをミッションに掲げた医科大学として、多数の研究者と多種及び多額の競争的研究費等を管理していかなければなりません。競争的研究費等の原資の大部分は国民の貴重な税金で賄われており、本学の活動を行う上で欠くことの出来ない研究資金です。大学の活動は、社会の信頼と負託によって支えられており、その不正使用は社会からの信頼に反する行為です。競争的研究費等の運営・管理を本学全体の責任において適正に行うため、平成19（2007）年2月15日付（令和3（2021）年2月1日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正防止対策の基本方針を定めます。

1. 本学の責任体制の明確化

不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に周知・公表します。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

競争的研究費等の適正な運用・管理と不正防止に必要な体制を整備し、競争的研究費等に関わる全ての教職員等へのコンプライアンス教育並びに啓発活動の実施体制を構築します。

3. 不正を発生される要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し不正防止計画を策定・実施・検証するための体制を示します。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行うために、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを構築します。

5. 情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の使用に関するルールについて、本学内外からの相談を受ける窓口を設置する等、適切に情報共有・共通理解される体制を構築します。

6. モニタリングの在り方

競争的研究費等の適正な運営・管理のため、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備します。